



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail [yr@yoshidaroumu.com](mailto:yr@yoshidaroumu.com)

## 働き方改革のポイントと改正時期について

2019年4月1日から、働き方改革関連法が順次施行されます

### 【同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善】(法改正)

- ①基本給の均等・均衡待遇の確保
- ②各種手当の均等・均衡待遇の確保
- ③福利厚生や教育訓練の均等・均衡待遇の確保
- ④派遣労働者の均等取扱い

### 【賃金引上げと労働生産性向上】

- ① 最低賃金の引上げ(加重平均 1000 円まで)
- ② 中小・小規模事業者の取引条件の改善
- ③ 賃上げに積極的な企業等の後押し
- ④ 生産性向上に取り組む企業等への支援

### 【罰則付時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正】(法改正)

- ① 時間外労働の上限規制(原則月 45 時間かつ、年 360 時間以内、特別条項を追加して 36 協定を結ぶ場合も、月 80 時間(単月最大 100 時間)、年間 720 時間以内)
- ② パワーハラスメント対策・メンタルヘルス対策
- ③ 勤務間インターバル制度導入

### 【柔軟な働き方がしやすい環境整備】

- ① 雇用型テレワークのガイドライン刷新と導入支援
- ② 非雇用型テレワークのガイドライン刷新
- ③ 副業・兼業等のダブルワークの推進に向けたガイドラインやモデル就業規則の策定

### 【女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備】

- ① 人の学び直し支援の充実
- ② 多様な女性活躍の推進
- ③ 就職氷河期世代や若者の活躍に向けた支援・環境整備
- ④ パワハラなどのハラスメント対策

### 【病気の治療と仕事の両立】

- ① 会社の意識改革と受入れ体制の整備
- ② 主治医・会社・患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を推進
- ③ 産業医の選任とその活用

### 【子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労】

- ① 子育て・介護と仕事の両立支援策の充実・活用促進(男性の育児・介護等への参加促進)
- ② 障害者等の希望や能力を活かした就労支援の促進

### 【外国人材の受入れ】

グローバル競争において、外国人材のより積極的な受け入れを図るため、2017年11月より技能実習生の実習期間3年を5年に延長したが、**2019年4月よりもう5年延長(条件付き)** 予定

### 【誰にでもチャンスのある教育環境の整備】

- ① 子供達が、家庭の経済事情に関わらず、希望すれば高校にも、専修学校、大学にも進学できる環境を整える
- ② 幼児教育の無償化(2019年10月より)

### 【高齢者の雇用促進】

将来的に 70 歳まで働く継続雇用年齢等の引上げを進めていくための環境整備を行っていく

## 《働き方改革の法律改正時期とその内容》（中小企業用）

改正時期	法律	内容
2019年4月	労働基準法 (いずれも違反は罰則)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有給休暇の取得義務（年間5日以上）</li> <li>・フレックスタイム制の拡大 (労働時間の調整 1ヵ月→3ヵ月)</li> <li>・高度プロフェッショナル制度の創設 (年収1075万円以上の一部専門職は規制から外れる)</li> </ul>
	労働時間等設定改善法 (平成17年11月2日公布) 育児・介護・看護での配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務間インターバルの確保（努力義務） 退社から入社までの一定時間（8時間以上）確保する</li> <li>・子供の学校行事や休日に親が有給を取れるよう努力する</li> </ul>
	労働安全衛生法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間の把握義務 勤怠管理システムなど客観的な方法による労働時間把握</li> <li>・産業医・産業保健機能の強化 産業医の勧告を労使で構成する安全衛生委員会に報告</li> </ul>
2020年4月	労働基準法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残業時間の上限規制 月80時間（単月最大100時間未満）、年間720時間以内</li> </ul>
2021年4月	労働契約法 パートタイム労働法 労働者派遣法 民法改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一労働・同一賃金の実施 非正規社員と正社員の待遇の格差を解消する 待遇格差の説明を義務化する</li> <li>・賃金債権の時効2年→5年（可能性大）</li> </ul>
2023年4月	労働基準法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の割増賃金比率引継ぎ上げ 月60時間超の時間外労働の割増賃金率が50パーセントに</li> </ul>
2024年4月	労働基準法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残業時間の上限規制の猶予廃止 規制が猶予されていた自動車運転手、建設業、医師、研究開発従事者などにも上限規制を適用する</li> </ul>

法改正についての詳細は、決定され次第、随時お知らせいたします

## 《改正法による1ヵ月当たりの時間外労働時間の壁》

45時間の壁	時間外労働協定における1ヵ月の限度 固定残業に対する設定時間の上限としても可能な時間
60時間の壁	時間外労働手当の割増率25%が50%となる。（中小企業は2023年4月より）
80時間の壁	時間外労働協定の特別条項の2ヵ月～6ヵ月平均の上限として改正される。過労死ラインとして線引きされる
100時間の壁	時間外労働協定の特別条項の1ヵ月の上限として規制される。 医師による面接指導が義務となる

※ 今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください